



消防法施行令等の改正について（スプリンクラー設置基準の見直し）

平成27年4月1日に消防用設備等の基準が改正され、施行されます。
その施行される消防法施行令及び消防法施行規則等の主な改正内容は次の通りです。

- ① 消防法施行令別表第1の見直し
- ② スプリンクラー設備の設置基準の見直し
- ③ スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の見直し
- ④ 自動火災報知設備の設置基準の見直し
- ⑤ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象の追加
- ⑥ 消防機関へ通報する火災報知設備の連動義務化

ここでは②の「スプリンクラー設備の設置基準の見直し」をお知らせします。

平成21年4月に、グループホーム等の社会福祉施設関係において、防火対象物の用途区分の変更や消防設備の設置基準の強化等が行われ、改正され施行されています。

その中でスプリンクラー設備の設置基準が延べ面積1,000㎡以上が275㎡以上と改正されました。

これが今回の改正で、次に掲げるもので延べ面積が275㎡未満のものが追加されました。（特例基準あり）

1. 消防法施行令別表第1(6)項口(1)及び(3)に掲げる防火対象物
2. 消防法施行令別表第1(6)項口(2), (4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できないものとして総務省令で定める者を主として入所させるものに限る。）

別表第1(6)項口 でスプリンクラー設備を要する防火対象物

改正前	改正後
275㎡以上の(6)項口	<ul style="list-style-type: none"> ・(6)項口(1), (3)の全て ・(6)項口(2), (4), (5)で、「介助がなければ避難できない者」を概ね8割以上入所させるもの全て

改正後の(6)項口(1)～(5)とは？

⇒ (6)項口がその利用対象者により次のように分類整理されました。

(6)項口	施設名称	利用者
(1)	老人短期入所施設、有料老人ホーム等（避難が困難な要介護者を主として入所又は宿泊させるものに限る。）	高齢者
(2)	救護施設	生活保護者
(3)	乳児院	児童
(4)	障害児入所施設	障害児
(5)	障害者支援施設、短期入所施設、共同生活援助施設	障害者

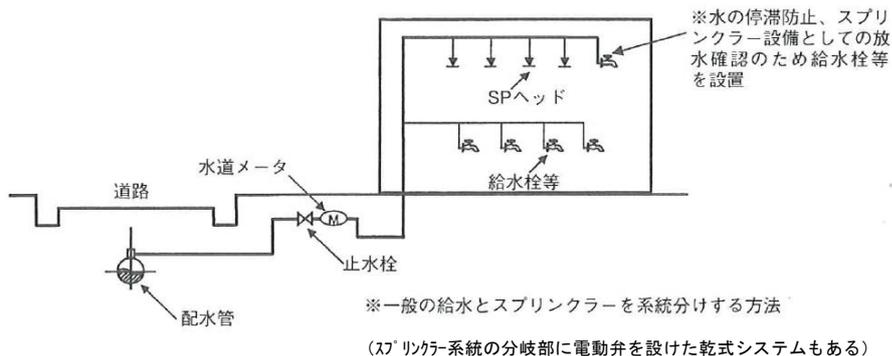
尚、既存の防火対象物は、平成30年3月31日まで経過措置が設けられています。

次に、小規模の社会福祉施設等で採用されています。スプリンクラー設備、並びこれに代えて用いることができるパッケージ型自動消火設備等を3つ紹介します。(各自治体にて補助金制度あり。)

① 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 (延べ面積 1,000㎡未満)

特徴

1. 水源用のタンク施設を設けないことができる。
2. 加圧送水装置を設けないことができる。
3. 消防署以外に所轄の水道局との打合せが必要。
4. 配管内の水の停滞防止対策が必要。

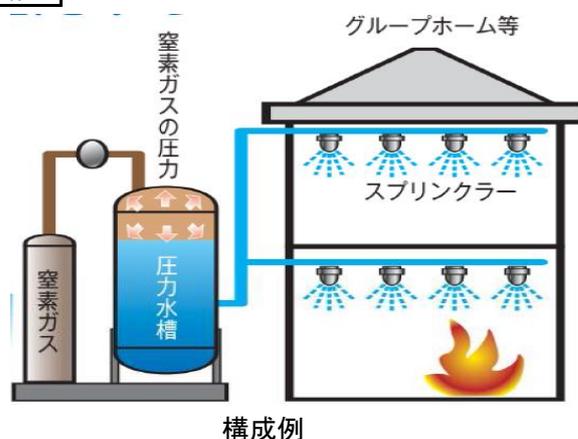


直結直圧式の例 (他に直結増圧式、受水槽式も可能)

② 圧力水槽方式(窒素加圧)スプリンクラー用加圧送水装置

特徴

1. 停電、断水時でも作動するため、災害時に真価を発揮。
2. ポンプ不要のため、電気工事(200V)も不要。(但し、100V電源は必要)



③ パッケージ型自動消火設備 (延べ面積 10,000㎡以下)

特徴

1. 消火薬剤を貯蔵したボンベと加圧用のガスボンベで自動的に消火。
2. ポンプや水源が不要。
3. 消火薬剤は消火性能を高めているため少量で効果がある。
4. 2種類の感知器で火災を感知して作動するため、誤放射の発生率が極めて少ない。

